

一般社団法人日本呼吸器学会北海道支部会会則

第一章 名称

第一条 本会は、一般社団法人日本呼吸器学会北海道支部会と称する。

第二章 目的

第二条 本会は北海道地域における、呼吸器病学とその診療に関する進歩と発展ならびに普及を図り、地方自治体や患者団体とも連携し、国民の健康に貢献することを自的とする。

第三章 事業

第三条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 学術集会、セミナーの開催 <学術集会とは研究発表会のこと>
- ② 学術講演会・研究会の共催・後援、研修医の教育、専門医の養成
- ③ 市民講座等による地域住民の啓発、患者団体との連携
- ④ その他、本会の目的達成に必要な事項

第四章 会員

第四条 本会の会員は、原則として日本呼吸器学会会員で北海道地区在住者とする。

第五章 役員

第五条 本会に次の役員を置く。

理事	2名	<学会の選挙により選出された代議員の互選>
支部長	1名	<学会の選挙により選出された代議員の互選>
代議員	約15名	<学会の選挙による選出>
支部会選出代議員	選挙選出代議員と同等数	
幹事	若干名	
監事	2名	

第六条 支部長は学会選出代議員により選出される。

支部長は本会を代表し、他に担当が決定された学術集会、セミナー、学術講演会以外の会務を総括する。支部会のみ代議員は、代議員会の推薦により、支部長が委嘱する。

支部長は理事と相談のうえ、必要に応じて幹事を指名できる。

支部会役員の任期は原則として2年間とし、重任、再任は妨げない。

日本呼吸器学会会則に準じて定年制を導入する。

支部長が欠けた場合に備え、支部長代行を支部長が指名する。

第六章 学術集会

第七条 学術集会は、毎年1回以上開催し、学術集会会長が運営にあたる。

なお、他の学会の学術集会と合同して開催することができる。

また学術集会において「北海道地方会学術奨励賞」を設け、詳細は

『北海道地方会学術奨励賞に関する附則』にて規定する。

第七章 会議

第八条 本会の会議は、支部総会、支部代議員会とする。

支部総会、支部代議員会は毎年1回以上開催し、会務について審議する。

議長にはそれぞれ支部長が、また必要に応じて担当会長が当たり、議決は多数決による。

第九条 支部長は理事と相談のうえ、支部の円滑な運営の為に必要に応じて幹事会を開催できる。

第十条 日本呼吸器学会名誉会員・功労会員は、代議員会にオブザーバー参加できる。

第八章 会計

第十一条 本会の経費は次に掲げるものをもって充てる。

1. 学術集会参加費として会場費を徴収することができる。
2. 本部からの補助金
3. 寄付金
4. 前項以外の諸収入

第十二条 本会の会計年度は2月1日に始まり、翌年1月31日に終わるものとする。

本会の予算・決算は原則として代議員会で検討し、支部総会で決定する。

第九章 事務局

第十三条 支部会の事務局は理事と支部長の合議によっていずれかのもとに置く。

第十章 会則の変更

第十四条 本会則は代議員会で検討し、支部総会で決定・変更することができる。

第十一章 附 則

第十五条 本会則は、平成17年9月17日より実施する。

変更

平成22年9月12日 一部改正

令和元年9月21日 一部改定

令和3年9月18日 一部改定

令和3年10月8日 一部改定